

## 町民の皆さんへ

悪夢のようなあの日から、早くも1カ月以上が経過しました。

行方不明者の捜索とガレキ撤去の作業が今も続けられ、避難所には約3千人もの方々が不自由な生活を強いられ、ております。一日も早く以前のようない日常を取り戻したいとの思いは、皆さん共通のものであります。

全国から、多くの支援物資が届けられております。かつて姉妹都市、友好都市として交流を積み重ねてきた町からは、親身になっての手厚い支援をいただいております。私たちが、一日も早く復興に向けて立ち上がる姿を、全国の皆さんが見守っていることでしょう。

仮設住宅の建設も始まりました。希望者全員が入居できるようにいたします。また、何よりも、産業復興のためには国の手厚い支援が不可欠です。沿岸市町村が一つになって、国に対する要望を行っております。

私たちが希望を失わない限り明日が開けることを信じ、全町民力を合わせて難局を乗り越えましょう。

山田町長 沼崎 喜一

## 広報発行について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による被害の影響から、広報の発行ができませんでした。今号からは当分の間、町民の皆さんが必要とする情報を中心とした「特別号」として、不定期に発行いたします。

また、行政区長の皆さんが各世帯へ広報を配布することが困難な行政区については、次の場所に備え付けとさせていただきますので、ご了承ください。

- ▽山田地区 役場1階町民ホール、山田北小学校、山田南小学校、山田町商工会、旧山田湾漁業協同組合
- ▽大沢地区 ふるさとセンター、大沢小学校
- ▽織笠地区 織笠コミュニティセンター、織笠小学校、山田高校
- ▽船越地区 船越防災センター、道の駅やまだ
- ▽田の浜地区 消防団第2分団屯所
- ▽大浦地区 大浦漁村センター、大浦小学校
- ▽豊間根地区 豊間根生活改善センター

# 災害関連のお知らせ

最新の情報は役場1階町民ホールや各支所、町内の各避難所に毎日掲示するほか、町ホームページにも掲載しています。

## 応急仮設住宅の建設

町では、このたびの震災で住宅が被害を受け、住居の確保ができなくなった世帯に対し、県を通じて応急仮設住宅の建設を進めています。

すでに建設に着手しているのは▼町民グラウンド(174戸)▼大浦小学校付近民有地(48戸)▼船越家族旅行村多目的広場(46戸)▼長崎四丁目民有地(26戸)——で、5月中旬から順次完成する予定となっているほか、入居希望の方が全員入居できる戸数を確保できるように準備を進めています。

なお、応急仮設住宅への入居順は申し込みの先着順ではありません。入居基準や申し込み方法については近日中にお知らせしますので、もしばらくお待ちください。

▽入居できる人 ▼居住していた住宅が半壊以上の被害を受け、その住宅に住めなくなった▼住宅が損傷を受け、再建するまで仮居住を必要とする▼二次災害の恐れがあり、引き続き居住できない——人

▽入居期間 最長2年間

◆問い合わせ 町建設課建築住宅係  
(内線245)へどうぞ。

## がれきなどの撤去

町では現在、行方不明者の捜索を最優先にがれきなどの撤去作業を進めています。それらの作業が終了した後は、私有地内の被災車両、がれき、土砂、損壊家屋の撤去作業を行います。

### ◎被災家屋の撤去

がれき状態になった家屋は、町で順次撤去します。また、私有地内で原形をとどめている損壊家屋については、所有者の意向を確認の上、町で撤去します。

### ◎被災車両の撤去

流れたり壊れたりした車は、4月30日まで次の場所に仮置きし、期間経過後順次処分します。

▽仮置き場所 ホタテセンター付近(大沢)、山田北小学校前(柳沢)、JR陸中山田駅前広場(川向町)、かもめ公園付近(長崎)、三陸やまだ漁協織笠支所荷捌き所(織笠)、前須賀公園(船越)、大浦漁港トイレ付近(大浦)

### ◎被災車両の廃車手続き

所有者による抹消登録などの手続きが必要です。岩手運輸支局(☎050-5540-2010)、岩手県自動車協会宮古支部(☎621-2735)、各自動車販売店などへ相談の上、手続きをしてください。

◆問い合わせ 町建設課土木係(内線232)へどうぞ。

## 罹災証明書の発行

町では現在、罹災証明書の発行の申請を受け付けています。

罹災証明書は、被災した建物について町が調査し、建物の損傷状況を「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の区分により発行する証明書です。申請受付から発行までは3週間程度かかります。証明書ができ次第、電話などで連絡します。

なお、義援金や被災者生活再建支援制度による支援金を受給するため罹災証明書は、支給申請の受付時に合わせて発行します。義援金などの受付日時については、決まり次第お知らせします。

▽受付場所 町税務課(9番・10番)

### 窓口

▽受付時間 午前8時半～午後5時半

※4月中は、土・日曜、祝日も受け付けています。

▽申請に必要な物 印鑑(認め印可)、運転免許証などの本人確認書類

※印鑑や本人確認書類が無い場合は、窓口で申し出てください。

▽発行手数料 無料

◆申請先・問い合わせ 町税務課資産係(内線113・114)へ。

## 申告と税金

### ◎所得税と町・県民税の申告

平成22年分の所得税の確定申告と平成23年度分の町・県民税の申告受け付けは、当面の間行いません。今後の手続きについては、決まり次第お知らせします。

### ◎町税の課税を保留しています

固定資産税と軽自動車税の納税通知書については、通常4月に送付していますが、今年度分については発送を保留としています。

◆問い合わせ 町税務課町民税係(内線111)へどうぞ。

### ◎被災自動車の課税について

今回の震災により使用不能や所在不明になった自動車などについて、課税の基準日となる4月1日を過ぎても、申立書を提出していただくことにより課税を取り消します。

### ◆問い合わせ 軽自動車税について

は町税務課町民税係(内線112)へ、自動車税については宮古地域振興センター県税室(☎6412111)へどうぞ。

## 行方不明者の相談

岩手県警察では、このたびの震災により行方不明になられた方について、県警本部のほか、各遺体安置所で相談を受け付けています。

これらの場所には、相談者が写真を見て行方不明の方を探せるよう、

▼岩手県内の安置所に安置されているすべての身元不明のご遺体▼宮城県内の安置所に安置されている海中で発見された身元不明のご遺体——の身体特徴、服装、所持品などが分かる写真の台帳を設置しています。

### ▽設置場所と時間 ▼山田町健康増進センター(豊間根桜野地区) :

午前10時〜午後3時▼岩手県警察本部(盛岡市内丸8番10号) : 午前10時〜午後5時

### ▽開設時間 午前10時〜午後3時

◆問い合わせ 岩手県警行方不明者相談ダイヤル(☎0120180)

1471)へどうぞ。

## 日本財団が見舞金支給

日本財団では、東日本大震災の被災者支援として、死亡された方のご遺族に弔慰金、行方不明者のご親族に見舞金を支給します。

▽支給対象者 配偶者または1親等(父母、子) 3親等(叔父、叔母など)の遺族・親族の代表者

▽支給額 死者・行方不明者1人当たり5万円

▽申請期間 ▼死亡弔慰金: 4月18日〜6月30日▼行方不明者見舞金: 5月2日〜6月30日(いずれも土・日曜日、祝日は除きます)

▽受付時間 午前9時〜午後5時

▽申請場所 町健康福祉課(7番窓口)

▽申請に必要な物 印鑑、身分証(運転免許証、保険証など)

◆問い合わせ 町健康福祉課地域福祉係(内線151)へどうぞ。

## あしなが育英会から

### ◎あしなが給付金(特別一時金)

あしなが育英会では、このたびの震災により保護者が死亡や行方不明であったり、著しい障害を負った家庭の子供(0歳児から大学院生まで)を対象に、特別一時金を支給します。▽給付対象・給付額 ▼未就学児: 10万円▼小・中学生: 20万円▼高

校生: 30万円▼大学、専修・各種

学校、大学院生: 40万円

▽申込期限 来年3月10日

◎特例あしなが奨学金(無利子貸与) 提出書類を免除したり、対象の制約を外すなどの特例措置をとった、奨学金貸与です。

▽奨学金貸与額(月額) ▼高校奨学金(国公立: 2万5千円、私立: 3万円) ▼大学奨学金(一般: 4万円、特別: 5万円) ▼大学院奨学金: 8万円

▽返還 卒業して半年後から20年以内で無利子返済

▽申込期限 来年3月10日

◆問い合わせ あしなが育英会(☎012017718565)へ。

## 水道・下水道

3月分(2月使用分)から5月分(4月使用分)の水道・下水道の使用料金は、町内全域で免除となります。

被災者の負担を軽減するため、また、災害復旧に全町を挙げて取り組んでいることから、水道(上水道、簡易水道、飲料供給施設、下水道(公共下水道、漁業集落排水処理施設)の使用料金を3カ月間徴収しないこととしたものです。

6月分(5月使用分)以降の料金については、被災して水道・下水道を使用しない、またはできない場合、基本料金を含む使用料金は、使用を再開するまで無料となります。

なお、被災家屋の使用者は届出の必要はありませんが、被災しない家屋について使用の中止や名義変更などをする場合も届けてください。

◆届出先・問い合わせ 町上下水道課上水道庶務係(内線251)へ。

## ボランティアセンター

山田町災害ボランティアセンターでは、皆さんのご家庭にボランティアスタッフを派遣します。▼被災した家屋の泥のかき出しや屋内の片付け▼家具の移動▼道路の清掃▼避難所の調理補助▼復興イベントのお手伝い——など、お役に立てることがありましたら、ご相談ください。

なお、ボランティアの皆さんは、被災した方々の力になりたいという気持ちから集まっていますので、次の点をご了承ください。

- ・支援は、高齢者世帯や障がいのある方のいる世帯を優先に行います。
- ・専門的技術(薬剤の扱いや電気工事など)を必要とする作業や、危険を伴う作業など、要望にお応えできない場合があります。
- ・ボランティア募集の都合で、すぐには要望にお応えできない場合があります。

・ボランティアは無料です。また、食事の用意なども不要です。

◆問い合わせ 山田町災害ボランティアセンター(☎0801594917867)へどうぞ。

# 暮らしの情報

保健に関することや、健診、予防接種の問い合わせは、町健康福祉課健康づくり係（☎82-3111内線142、144、145）へどうぞ。

## ●医療

### ◎町内で診療可能な医療機関

- 県立山田病院
  - ▷ 診療科目 内科、外科
  - ▷ 受付時間 午前9時～正午、午後2時～4時
  - ※外科は、月・木曜日の午前のみ診療
- 後藤医院
  - ▷ 診療科目 泌尿器科、皮膚科
  - ▷ 休診日 土曜日の午後、日曜・祝日
  - ※泌尿器科は、当面の間金曜日の午前のみ診療
  - ▷ 受付時間 午前8時半～11時半、午後2時～5時
- うらべ内科クリニック
  - ▷ 診療場所 船越駅前仮設診療所（旧農協船越支所）
  - ▷ 診療科目 内科
  - ▷ 休診日 水・土曜日の午後、日曜・祝日
  - ▷ 受付時間 午前8時半～正午、午後1時半～4時半
- 近藤医院
  - ▷ 診療場所 旧県立山田病院内仮設診療所（八幡町）
  - ▷ 診療科目 内科、整形外科
  - ▷ 休診日 土曜日の午後、日曜・祝日
  - ▷ 受付時間 午前9時～午後0時半、午後2時～5時半

## ●健康保険

### ◎保険証が無い場合の医療機関の受診

保険証などを紛失した人、家に残したまま避難した人は、医療機関の窓口で▶氏名▶生年月日▶住所▶保険の種類（事業所）——などを伝えれば受診できます。

なお、国民健康保険や後期高齢者医療の保険証などの再交付については、町国保介護課（5番窓口）で申請してください。

### ◎一部負担金の支払い免除

次のいずれかに該当する人は、5月末日まで、窓口での一部負担金の支払いが免除されます。医療機関の窓口で申し出てください。

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が▶死亡または重篤な傷病を負った▶行方不明である▶業務を廃止または休止した▶失職し、現在収入がない——人
- ③原子力災害対策特別措置法の規定による避難などを行った人

※上記に該当し、既に窓口で一部負担金を支払った方については、後日還付される場合もありますので、領収書を大切に保管しておいてください。

◆問い合わせ 町国保介護課国民健康保険係（内線131）へどうぞ。

## ●予防接種

町では、次の予防接種を実施します。接種を受ける際は各実施医療機関へ直接お申し込みください。

- ▷ 実施医療機関 後藤医院（長崎四丁目12-10）  
近藤医院（旧山田病院仮設診療所）
- ▷ 持参する物 母子健康手帳

### ◇予防接種の種類

種類	対象年齢（期間）	回数
B C G	生後3カ月以上6カ月未満	1回
三種混合（1期）	生後3カ月以上7歳6カ月未満	初回：3回 追加：1回
二種混合	小学6年生	1回
日本脳炎	1期初回：3歳～4歳	2回
	1期追加：4歳～5歳	1回
	2期：9歳～10歳	1回
麻疹混合	1期の接種機会を逃した方への特別接種：5歳以上7歳6カ月未満・9歳以上13歳未満	通常回数（3回）の不足回数
	1期：生後12カ月以上24カ月未満	各1回
	2期：小学校入学前の1年間	
	3期：本年度13歳になる人	
4期：本年度18歳になる人		

※ポリオの予防接種は、決まり次第お知らせします。  
◆問い合わせ 町健康福祉課健康管理係（内線142）へ。

## ●乳幼児健診

町では、乳幼児健診（3カ月児、6カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳児）を実施しています。

3カ月児健診と6カ月児健診を次のとおり行いますので、対象となる乳児がいる方は、母子健康手帳や赤ちゃん手帳、その他赤ちゃんに必要な物を持参し、受診してください。

- ▷ 期日 5月12日（木）
- ▷ 受付時間 午後0時50分～1時20分
- ▷ 場所 保健センター
- ▷ 対象者 3カ月児健診…平成23年1月生まれ  
6カ月児健診…平成22年10月生まれ

※上記以外の乳幼児健診については、決まり次第お知らせします。

### ◎母子健康手帳などの再交付

このたびの震災により、母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票、乳児一般健康診査受診票を紛失された方は、町健康福祉課（8番窓口）で再交付を行っていますので、お問い合わせください。

◆問い合わせ 町健康福祉課健康づくり係（内線144）へどうぞ。